

介護保険制度の解説（令和6年度版） 追補

令和7年4月 社会保険研究所

以下の政令により、本書の内容に変更が生じていますので、ここに追補します。（令和7年4月1日施行）

・介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年1月22日 政令第11号）

頁	箇所	改正前	改正後																										
478	上から7行目	80万円超の場合は	80.9万円超の場合は																										
	表・第1段階～第5段階「対象者」欄	80万円	80.9万円																										
※「改正後」の表は次の通り																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th colspan="2">対 象 者</th> <th>保 険 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1段階</td> <td colspan="2">・生活保護受給者</td> <td rowspan="2">基準額×0.285</td> </tr> <tr> <td>・世帯全員が市町村民税非課税</td> <td>・高齢福祉年金受給者 ・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が80.9万円以下</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td rowspan="2">・世帯全員が市町村民税非課税</td> <td rowspan="2">・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が</td> <td>80.9万円超 120万円以下</td> <td>基準額×0.485</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>120万円超</td> <td>基準額×0.685</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td rowspan="2">・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）</td> <td rowspan="2">・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が</td> <td>80.9万円以下</td> <td>基準額×0.9</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>80.9万円超</td> <td>基準額×1.0</td> </tr> </tbody> </table>				段 階	対 象 者		保 険 料 率	第1段階	・生活保護受給者		基準額×0.285	・世帯全員が市町村民税非課税	・高齢福祉年金受給者 ・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が80.9万円以下	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が	80.9万円超 120万円以下	基準額×0.485	第3段階	120万円超	基準額×0.685	第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）	・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が	80.9万円以下	基準額×0.9	第5段階	80.9万円超	基準額×1.0
段 階	対 象 者		保 険 料 率																										
第1段階	・生活保護受給者		基準額×0.285																										
	・世帯全員が市町村民税非課税	・高齢福祉年金受給者 ・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が80.9万円以下																											
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が	80.9万円超 120万円以下	基準額×0.485																									
第3段階			120万円超	基準額×0.685																									
第4段階	・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）	・本人の「公的年金等収入金額+その他の合計所得金額」が	80.9万円以下	基準額×0.9																									
第5段階			80.9万円超	基準額×1.0																									
（以下略）																													
法 令 編																													
921 左段	下から24行目	合計額が80万円以下	合計額が80万9千円以下																										
右段	15～16行目																												
923 右段	下から16行目																												
924 左段	27～28行目																												

※次頁以降に参考として、以下の資料を掲載しています。

参考① 介護保険最新情報 vol.1347（令和7年1月22日）

「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和7年老発0122第2号）

参考② 社会保障審議会 介護保険部会 資料5（令和6年12月23日）

「介護保険料等における基準額の調整について」

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

（通知）

計3枚（本紙を除く）

Vol.1347

令和7年1月22日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 2937,2260)
FAX：03-3503-2167

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 11 号）が本日別添のとおり公布され、本年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上の被保険者）の保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課することとされており、具体的には各市町村が定める基準額に、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）第 38 条第 1 項各号又は第 39 条第 1 項各号に掲げる第 1 号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）に応じて、当該区分ごとに定める割合を乗じて得た額とされている。

標準段階のうち第 1 段階（施行令第 38 条第 1 項第 1 号又は第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる区分をいう。以下同じ。）及び第 4 段階（施行令第 38 条第 1 項第 4 号又は第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる区分をいう。以下同じ。）については、前年の公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額との合計額が 80 万円以下であることが所得基準の一部として設けられているところ、令和 6 年に支給される老齢基礎年金（満額）が 80 万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

第2 改正の内容

介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に基準所得金額を見直すこと。（施行令第38条及び第39条関係）

第3 施行期日

令和7年4月1日

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第十一号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ及び第四号イ中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

社会保障審議会 介護保険部会（第116回）	資料 5
令和 6 年12月23日	

介護保険料等における基準額の調整について

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第1、第2、第4、第5段階） ※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年
- 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする**。（令和7年4月施行予定）
- ※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和7年8月施行予定）

